

入札説明書

「令和8年度プリンタートナー」の購入に係る入札公告に基づく入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 公告日 令和8年3月13日（金）

2 調達内容

- (1) 購入物品名及び予定数量 令和8年度プリンタートナー等入札品目一覧による
- (2) 契約方法 単価契約
- (3) 納入場所 群馬県立精神医療センター 事務局 経営課
(群馬県伊勢崎市国定町二丁目2374)
- (4) 物品の仕様等 詳細は、この入札説明書及び仕様書による。
- (5) 契約期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

3 入札参加資格

次に掲げる要件を満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。（群馬県病院局財務規程（平成15年群馬県病院局管理規程第5号）第139条の規定に該当しない者であること。）
- (2) 群馬県財務規則（平成3年群馬県規則第18号。以下「規則」という。）第170条の2第3項の規定により作成された令和6・7年度物件等購入契約資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載されている者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、更生手続開始又は再生手続開始（以下「手続開始」という。）の申立てをしていない者であること。ただし、手続開始の決定後に、入札に参加する資格に支障がないと認められる者は、この限りでない。
- (4) 本件入札公告の日から入札日までの間において、規則第170条第2項の規定による入札参加制限を受けていない者であること。
- (5) 入札日において、物品の購入等に係る有資格業者指名停止等措置要領の規定による指名停止を受けていない者であること。
- (6) 資格者名簿において、本社又は委任先営業所の所在地が群馬県内であること。

4 入札説明書及び仕様書等に関する質問受付期間等

- (1) 受付期間 令和8年3月13日（金）から令和8年3月18日（水）までの毎日。
- (2) ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除き、時間は、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間とする。

受付場所 〒379-2221 群馬県伊勢崎市国定町二丁目2374
群馬県立精神医療センター経営課
電話 0270-62-3311
FAX 0270-62-0088

5 競争参加資格の確認

- (1) この公告の入札の参加希望者は、3に掲げる入札参加資格を有することを証明するため、次に従い、入札参加申請書及び消費税等に関する課税（免税）事業者届出書（以下「申請書等」という。）を提出し、入札参加資格の有無について、確認を受けなければならない。

ただし、消費税等に関する課税（免税）事業者届出書については、過去に群馬県立精神医療センターが執行した入札又は随意契約において提出し、当該届出書記載の課税（非課税）期間に契約予定日が含まれる場合は、提出を要しない。

なお、申請期限日までに申請書等を提出しない者又は入札参加資格がないと認められた者は、この公告の入札に参加することができない。

ア 提出期間 令和8年3月13日（金）から令和8年3月23日（月）午後5時まで（土曜日、日曜日を除く毎日。ただし、時間は、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間とする。）

イ 提出場所 〒379-2221 群馬県伊勢崎市国定町二丁目2374
群馬県立精神医療センター経営課
電話 0270-62-3311

ウ その他 申請書及び資料は、直接持参するものとし、郵送、電報、ファクシミリその他の方法によるものは認めない。

- (2) 入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限日をもって行うものとし、その結果は令和8年3月24日（火）までにファクシミリ等により通知する。

- (3) 入札参加資格の確認後であっても、資格の確認を行った日の翌日から開札の時点までの期間に、入札参加資格があると認められた者が指名停止措置を受けた場合には、入札参加資格の確認を取り消すとともに、書面によりその旨通知する。

- (4) その他

ア 提出期限日以降における申請書等の差し替え及び再提出は認めない。

イ 提出された書類は返却しない。

ウ 上記書類のほか、必要に応じて細かく資料の提出を求めることがある。

6 競争参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

- (1) 入札参加資格がないと認められた者は、群馬県に対して入札参加資格がないと認められた理由について、次に従い、書面により、説明を求めることができる。

ア 提出期間 令和8年3月23日（月）から令和8年3月26日（木）までの土曜日、日曜日、祝祭日を除く毎日午前9時から正午まで及び午後

1時から午後5時まで

イ 提出場所 〒379-2221群馬県伊勢崎市国定町二丁目2374
群馬県立精神医療センター 経営課
電話0270-62-3311
FAX0270-62-0088

- (2) 説明を求められたときは、令和8年4月2日（木）までに説明を求めた者に対し書面により回答する。

7 入札執行の日時及び場所等

- (1) 入札執行の日時 令和8年3月26日（木）午後2時00分から
(2) 入札執行の場所 群馬県伊勢崎市国定町二丁目2374
群馬県立精神医療センター2階 会議室
(3) その他

競争入札の執行にあたっては、入札参加資格があることが確認された旨の通知書（入札参加資格確認通知書）の写しを持参すること。

8 入札及び開札方法等

- (1) 入札参加者又はその代理人は、入札書を上記7(1)の日時に7(2)の場所に直接持参することにより提出することとする。郵送、電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。
- (2) 代理人に入札をさせる場合には、入札に関する権限を代理人に委任したことを証明する書類（委任状）を入札時に提出し、入札書に代理人について記名押印を行うこと。
- (3) 入札参加者又はその代理人は、仕様書及び規則を熟覧のうえ入札しなければならない。この場合において、当該仕様書等に疑義がある場合は、4「入札説明書及び仕様書等に関する質問受付期間等」により質問することができる。ただし、入札後仕様書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることができない。
- (4) 入札に際しては、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令、群馬県財務規則の規定を守ること。
- (5) 入札に際しては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等の規定に抵触する行為をしないこと。
- (6) 提出した入札書の引き換え又は変更は認めない。
- (7) 第1回の入札において落札者がいないときは、第2回目の入札を行うことがある。2回目の入札で落札者がいないときは、随意契約に移行する場合がある。
- (8) 契約手続で使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限るものとする。
- (9) 入札参加者又はその代理人は、次の各号に掲げる事項を記載した入札書を提出しなければならない。
- ア 入札金額※次の「(10) 入札書記載金額等について」を参照のこと。
- イ 入札参加者本人の住所、氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏

名) 及び押印 (法人の場合は代表者印)

ウ 代理人が入札する場合においては、上記に加え、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印並びに代理人の使用する印を押印した委任状を提出すること。

(10) 入札書記載金額等について

ア トナー等 1 品ごとの単価に対し入札に付する。入札書に記載する金額 (単価) は、以下のとおりとする。

- ・消費税及び地方消費税に係る課税事業者の場合、契約希望単価 (消費税等抜単価)
- ・消費税及び地方消費税に係る免税事業者の場合、契約希望単価 $\times 100 \div 110$

イ 契約単価

消費税等課税業者の場合は、前記アの金額を契約単価とし、消費税等は代金支払い時に併せて支払う。

消費税等免税業者の場合は、前記アの金額に、100分の110を乗じて得た金額を契約単価とする

(11) 入札参加者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印をしておかなければならない。

(12) 入札参加者又はその代理人は、提出した入札書の引換、変更又は取消をすることができない。

(13) 入札参加者又はその代理人が相連合し、又は不穩の挙動をする等の場合で競争入札が公正に執行することができない状況にあると認めるときは、当該入札を延期し、又はこれを廃止することがある。

(14) 開札の日時及び場所

上記7「入札執行の日時及び場所等」の日時及び場所と同じ。

(15) 開札は、入札参加者又はその代理人が出席して行うものとする。この場合において入札参加者又はその代理人が立ち会わないときは、入札実行事務に関係のない職員を立ち合わせてこれを行う。

(16) 入札場には、入札参加者又はその代理人並びに入札執行事務に関係のある職員 (以下「入札関係職員」という) 及び(15)の立ち会いの職員以外の者は入場することができない。

(17) 入札参加者又はその代理人は、開札時刻後においては、入札場に入場することはできない。

(18) 入札参加者又はその代理人は、入札場に入場しようとするときは入札関係職員に上記7(3)の通知書 (入札参加資格確認通知書) 又はその写しを提出しなければならない。代理人にあっては、入札権限に関する委任状も併せて提出すること。

(19) 入札参加者又はその代理人は、特にやむを得ない事情があると入札関係職員が認める場合のほか、入札場を途中退場することはできない。

(20) 入札場において、次の各号に該当する者は当該入札場から退場させる。

ア 公正な競争の試行を妨げ、又は妨げようとした者

イ 公正な価格を害し、又は不正な利益を得るための連合をした者

(21)入札参加者又はその代理人は、本件調達に係る入札について他の入札参加者の代理人となることはできない。

9 入札の無効

(1) 次の各号に該当する場合は、当該入札者の入札を無効とする。

ア 入札に参加する資格を有しない者の入札

イ 申請書又は資料に虚偽の記載を行った者のした入札

ウ 入札者が同一の入札について、2以上の入札書を提出したとき。

エ 入札に際し、不正の行為があったとき。

オ 入札書の金額、氏名、印影、又は重要な文字が誤脱し、又は不明確なとき。

カ 代理人による入札の場合に、委任状の提出をしないとき。

キ その他、入札に関する条件に違反したとき。

(2) 無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消すものとする。

10 落札者の決定方法

(1) 有効な入札を行った入札者のうち、物品ごとに次の2つの条件を満たした者を落札者とする。

ア 各入札金額が群馬県財務規則第169条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内である者

イ アを満たした者のうち、各入札金額が最も安価な者

(2) なお、落札者となるべき同価の入札をした者が2名以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合、当該入札者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない県職員にくじを引かせるものとする。

1.1 入札保証金 免除

1.2 契約保証金 免除

1.3 契約書の作成 別添、契約書案により、契約書を作成するものとする。

1.4 その他

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 申請書に虚偽の記載をした場合は、指名停止措置を行うことがある。

(3) 入札説明書を入手した者は、これを本入札手続以外の目的で使用してはならない。

(4) 令和8年度群馬県病院事業会計予算が議決されなかった場合は、本件入札について停

止等を行うことがある。

- (5) 当該入札の落札決定の効果は令和8年4月1日に令和8年度予算発効時において効力を生ずるものとし、契約の締結は令和8年4月1日とする。